

社会福祉法人あみくる Days 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人あみくる Days（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、評議員及び理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第二条 当法人の役員等の報酬は、これを支弁しない。

(費用弁償)

第三条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて以下の社会福祉法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 3,000 円

(報酬)

第四条 監事が、監査を実施した場合は各年度 100,000 円を超えない範囲で報酬として支払うことができる。

附則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。